退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を適用しています。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における教職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における教職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額として、自己都合退職による退職一時金の期末要支給額に基づき計上しています。

⑵　賞与引当金

教職員に支給する賞与について、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しています。

なお、教職員に支給する賞与のうち、翌期の運営費交付金により財源措置がなされるものについては、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給相当額から前事業年度末の同相当額を控除して計上しています。

⑶　徴収不能引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権、貸倒懸念債権等の債権の分類毎に過去の貸倒実績率等に基づいて回収不能見込額を計上しています。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券：償却原価法（定額法）を採用しています。

５．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　たな卸資産（貯蔵品）

評価基準：低価法　評価方法：最終仕入原価法

⑵　医薬品及び診療材料

評価基準：低価法　評価方法：移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法を採用しています。

７．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式を採用しています。

10．土地の譲渡に伴う資本金の減少に係る会計処理

⑴　譲渡した土地の帳簿価額及びその概要

京田団地土地の一部及び２号物件（体育館等、陸上競技場、野球場）の一部

①　島根県松江市西川津町855番１　40.32㎡　3,554千円

②　島根県松江市西川津町1033番５　241.11㎡　8,270千円

島根県松江市から、市道橋本深町線道路整備事業の実施に伴い譲渡の要望があり、京田団地土地の一部40.32㎡及び２号物件（体育館等、陸上競技場、野球場）の一部241.11㎡について譲渡するものです。

⑵　譲渡理由

令和５年９月、島根県松江市からの両団地に続く市道拡幅計画を一連事業とする市道橋本深町線道路整備事業の実施に伴い、譲渡してほしいとの要望により譲渡するものです。この整備計画部分は、急激な市街化により離合できない道路幅を解消し、歩道まで占有してきた車から地域住民及び本学学生の安全を確保する目的で計画された事業であることから、令和６年12月25日の経営協議会において、第４期中期計画の「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」を変更し、大学の敷地の一部を安全な道路用地として提供することとする旨を議決し、松江市に譲渡することとしたものです。

⑶　譲渡収入の額

①　2,225千円

②　11,814千円

合計　14,040千円

⑷　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額

①　1,000千円

②　1,000千円

合計　2,000千円

⑸　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額

①　612千円

②　5,407千円

合計　6,020千円

⑹　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付が行われた年月日

令和８年３月31日

⑺　減資額

①　1,777千円

②　4,135千円

合計　5,912千円

11．財務諸表の表示単位

財務諸表は、千円未満切捨てにより表示しています。

Ⅱ．重要な会計方針の変更

該当ありません。

Ⅲ．資産除去債務

該当ありません。

Ⅳ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

本学は、教職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	868,343千円
勤務費用	119,254千円
利息費用	23,308千円
数理計算上の差異の当期発生額	△129,188千円